

県南広域振興局長告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成22年3月19日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ダスキ 盛岡	盛岡市上堂一丁目 4番38号	ヘルスレント北上 ステーション	ダスキヘルスレン ト北上ステーション	北上市有田町9 番51号	平成21年10月1日

2 特定福祉用具販売

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ダスキ 盛岡	盛岡市上堂一丁目 4番38号	ヘルスレント北上 ステーション	ダスキヘルスレン ト北上ステーション	北上市有田町9 番51号	平成21年10月1日

3 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ダスキ 盛岡	盛岡市上堂一丁目 4番38号	ヘルスレント北上 ステーション	ダスキヘルスレン ト北上ステーション	北上市有田町9 番51号	平成21年10月1日

4 特定介護予防福祉用具販売

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ダスキ 盛岡	盛岡市上堂一丁目 4番38号	ヘルスレント北上 ステーション	ダスキヘルスレン ト北上ステーション	北上市有田町9 番51号	平成21年10月1日